

中学校給食の早期実現に向けたお願いとご提案について

令和4年11月5日

葉山町 葉山町教育委員会

はじめに（お願い）

バランスのとれた良い食事や食習慣は健康で豊かな人間性を育みます。特に、子どもの成長段階における食生活や栄養確保はとても大切です。しかし最近では、女性の社会進出、家族のライフスタイルの多様化、加工食品の進歩などによって、コンビニエンスストアやスーパー、デリバリー等で購入した食品を家で食べる中食や、一人で食事をする孤食も増えていると言われています。中学校給食の導入はそうした社会的な背景から早期実現が求められており、子どもの食のセーフティネットとしても期待されています。

一方、長柄地区における学校給食センターの整備計画につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け令和2年4月に事業停止を余儀なくされ、事業再開に向け検討は進めていますが数年の遅れは避けられない状況です。

今回お願いしている上山口小学校を親校とした中学校給食につきましては、道路事情等からすれば万全な策ではありませんが、中学校給食を少しでも早く実現させる限られた有効な手段でもあります。

上山口町内会、近隣住民の皆様には、ご不安な思いをおかけしてしまい申し訳ございませんが、これまでいただいたご意見をもとに町としてできる限りの対応をまとめましたので、何卒ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

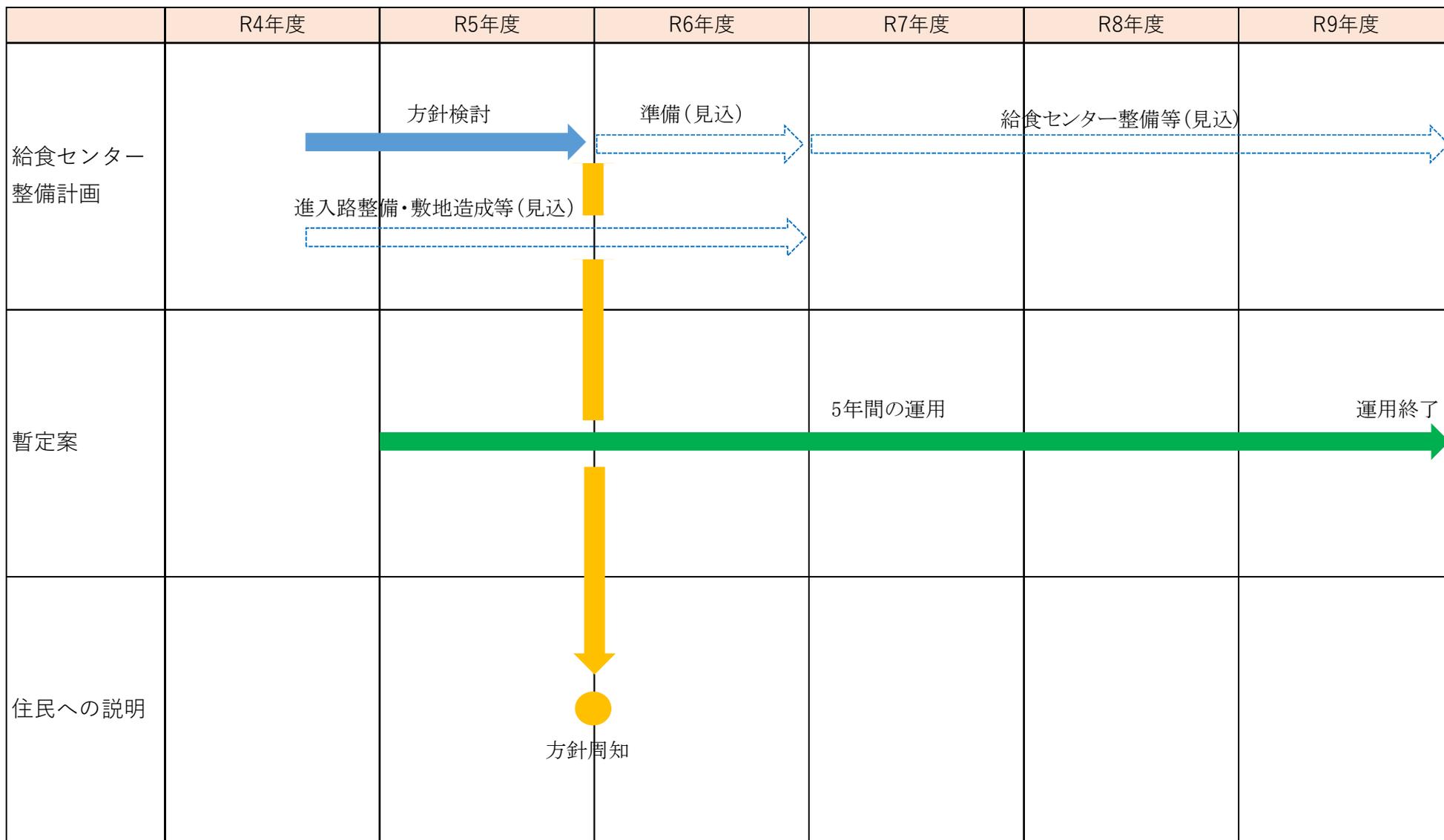
葉山町長 山梨 崇仁
教育長 稲垣 一郎

1. これまでの経緯と今後の流れについて

(1) これまでの経緯

	H30年度	H31年度・R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
給食センター整備計画	2月 長柄を候補地に選定	10月 事業の発注に向けた業務委託	4月 コロナの影響によりプロポーザルの延期公表 10月 事業の発注に向けた業務委託 10月 進入路の用地取得	6月 コロナの影響により事業停止を延長	進入路整備・敷地造成等開始(見込) 10月末 完了
暫定案				6月 サウンディング調査実施要領の公表 9月 調査結果公表 12月 親子方式公表	7月 水質検査 8月 グリーストラップ増設
住民への説明				11/4 町内会長と協議開始 1/8 町内会理事会に説明会開催を申し入れ	6/5 第1回説明会(前日町内会理事会で説明) 8/27 第2回説明会 9/28 町長教育長と協議

(2) 今後の流れ (案)



- * 新しい給食センターの見通しについては、令和5年度末までにお示しします。
- * 上記の見通しにかかわらず、上山口小学校を親校とした中学校給食の提供については令和9年度までとします。
- * 暫定案の事業開始までのスケジュールは次頁のとおりです。

〈参考：中学校給食調理・配送等業務委託（開業準備スケジュール）〉

件名	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月							
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下					
入札・契約（プロポーザル）			契約 プロポーザル																																		中学校給食 供用開始	
調理・配送業務																																						
調理設備等調達																																						
食器・食缶等調達																																						
配送車リース																																						
上山口小学校給食室改修																																						
中学校荷受室改修																																						

Ⓐでは
 ※スタッフの基本ルール教育・実施教育を徹底します。
 ※全体リハーサルを実施します。

(3) サウンディング調査の結果について

町では、中学校完全給食の実現に向けて民間事業者からの提案を広く求め、事業の進展のための情報収集を目的にサウンディング型市場調査を実施しました。サウンディング調査の結果概要については、資料「葉山町中学校完全給食の実施に向けたサウンディング型市場調査結果概要」のとおりです。なお、概要は以下のとおりです。

提案に求める条件

- (1) 中学校完全給食の早期実現
令和4年9月から実現が望ましいが、令和5年4月までの実現提案も可とする。
- (2) 財政負担の軽減
新型コロナウイルス感染症の拡大等の財政リスクを最小限に抑える。
- (3) 温かい給食の提供
子どもたちが食べたい給食となるよう適温で提供する。

参加事業者からの主な意見

提供方式について（資料P3）

- 将来的に考えるとセンター方式が町にとってふさわしい方式だと思う。
- 経過措置として親子方式により中学校完全給食を実施し、経過措置終了後センター方式へ移行させる。
- 令和5年4月からの提供では、センター方式及び自校方式は難しく、親子方式が現実的と考える。

契約の考え方について（資料P5）

- 事業期間は調理業務委託としては最低でも5年間、施設整備業務等を含む場合は、10年～15年が基本と考える。

〈サウンディング調査結果から〉

- 民間の事業者が参入するには最低5年間の事業期間が必要
- 小学校4校の給食室も5年であれば現状が維持できると思料
- 新しい給食センターも5年あれば整備できると思料

〈上山口小学校を選択した理由は調理数に対する給食室の面積に余裕があると思料〉

	上山口小学校	葉山小学校	長柄小学校	一色小学校
令和3年5月1日時点の児童数	137人	653人	536人	517人
給食室の面積	205 m ²	262 m ²	267 m ²	256 m ²
児童1人当たりの面積	1.49 m ² /1人	0.40 m ² /1人	0.49 m ² /1人	0.49 m ² /1人

2. 上山口小学校を親校とした中学校給食事業の概要について

(1) 暫定案の事業費と、直近5年間の実績との比較

暫定案に係るコストと、直近5年間の運営コスト実績の比較は以下のとおりです。

1000食×5年間の比較

令和5年度～令和9年度の運営コスト（1000食あたり）					平成29年度～令和3年度の実績（1000食あたり）
49,764,000円	47,817,000円	48,213,000円	48,620,000円	48,939,000円	635,363,209円÷8892人×1000食×5年
243,353,000円					357,266,761円
113,913,761円					

令和4年度の準備にかかった費用

調理機器・食器等の整備	関連改修工事（間仕切り撤去・段差解消等）
31,350,000円	3,564,000円
34,914,000円	

(2) 給食の関係車両

	現在	暫定案実施後
食材の搬入車両数	週約 25 台	現在と同じ
廃棄物収集車両数	火曜日 2 台・金曜日 3 台	現在と同じ
従事者の通勤車両数（従事者数）	3 台（5 名）	事業者と協議（14 名）
中学校への配送車両数	—	2 台

- * 食材の搬出入に係る車両が増加・大型化しないことは、主な搬出入業者に確認済みです
- * 食材の種類は、肉・魚・野菜・牛乳・パン・その他の 6 種類です
- * 廃棄物は、産業廃棄物・資源物・燃やすごみに分けて収集しています

(3) 教育委員会と受託者の関係

	教育委員会	事業者
調理設備・食器等	事業者が調達し町に帰属	—
配送車両	—	事業者が調達し事業終了後は事業者が所有
献立作成	○	
食材選定・購入	○	
建築物等の管理	○	
調理・配送		○
施設の日常的な管理		○

4. 給食室の排水対策について

(1) 排水基準

給食室の排水に係る条例等は以下のとおりです。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(水質の汚濁の防止に関する規制基準)

第 28 条 水質の汚濁の防止に関する規制基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 排水指定物質のうち、排出を防止すべきものとして規則で定める物質の種類ごとの許容限度
- (2) 生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目として規則で定める項目ごとの許容限度

同規則

(水質の汚濁の防止に関する規制基準等)

第 33 条 条例第 28 条第 1 項に規定する規制基準は、別表第 9 及び別表第 10 のとおりとする。

一日あたりの排水量が 50 m³未満の一般事業所（旅館、畜舎以外の事業所）に係る基準（「事業所排水の水質基準一覧表」より）

事業所の区分		有害物質に関する基準	生活環境項目に関する基準		
			BOD COD SS	pH 等	金属類等
1	下記 2~4 のいずれにも該当しない事業所	表 II-1 (P15)	表 II-2-1 (P15)	表 II-3 (P17)	表 II-4 (P18)
2	染色整理業の属する事業所	表 II-1 (P15)	表 II-2-2 (P15)	表 II-3 (P17)	表 II-4 (P18)
3	〔付表〕に掲げる業種に属する事業所（4 に該当するものを除く。）	(1)平成 10 年 4 月 1 日前までに設置された事業所	表 II-2-3 (P16)	表 II-3 (P17)	表 II-4 (P18)
		(2)平成 10 年 4 月 1 日以降に設置され、一日あたりの排水量が 20 m ³ 未満である事業所			
4	し尿その他生活に起因する下水のみを排水する事業所	(1)50 人槽以下の浄化槽のみを設置する事業所	表 II-2-3 (P16)	表 II-3 (P17)	表 II-4 (P18)
		(2)51 人槽以上 500 人槽以下の浄化槽を設置する事業所	表 II-2-4 (P16)	表 II-3 (P17)	表 II-4 (P18)

表Ⅱ-2-3 BOD、COD、SSに関する基準（「事業所排水の水質基準一覧表」より）

単位（mg/L）

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例
生物化学的酸素要求量（BOD）		130
化学的酸素要求量（COD）		130
浮遊物質（SS）		160

表Ⅱ-3 pH等に関する基準（「事業所排水の水質基準一覧表」より）

項目	水質汚濁防止法	県生活環境の保全等に関する条例							
		甲水域（P1参照）				乙水域（P1参照）		海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域					
		新設（注1）	新設以外	新設（注1）	新設以外	新設（注1）	新設以外	新設（注1）	新設以外
水素イオン濃度 [pH]	5.8以上 8.6以下	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）	5.8以上 8.6以下 （注2）
大腸菌群数（個/cm ³ ）		1000	3000	3000	3000	3000	3000	3000	3000
ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油類）（mg/L）		3	3	3	5	5	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油脂類）（mg/L）		3	3	3	5	5	10	5	10
外観		受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。							
臭気		受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							

注1 県生活環境の保全等に関する条例における「新設」とは、昭和46年9月11日以後に設置した事業所（同日前から建設工事中のものを除く。）をいう。ただし、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置したもの（同日前から建設工事中のものを除く。）を示します。

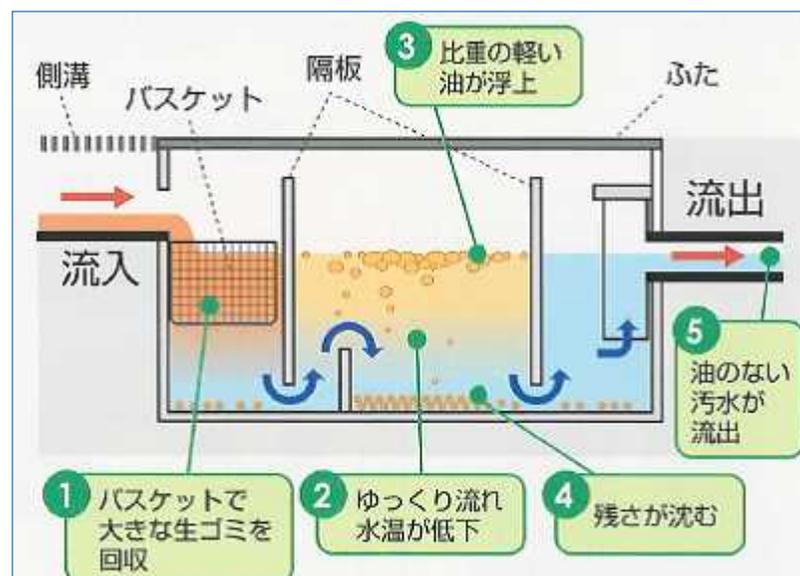
注2 昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用する事業場に係る排水については、水素イオン濃度に関する基準は適用されません。

(2) 7月の水質検査の結果

採水日：令和4年7月4日（月）
結果報告日：令和4年7月19日（火）

項目	検査結果	基準値
生物化学的酸素要求量 (BOD)	50 mg/L	130 mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	27 mg/L	130 mg/L
浮遊物質 (SS)	28 mg/L	160 mg/L
水素イオン濃度 (pH)	7.1	5.8 以上 8.6 以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	検出なし	3000 個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類)	6 mg/L	5 mg/L

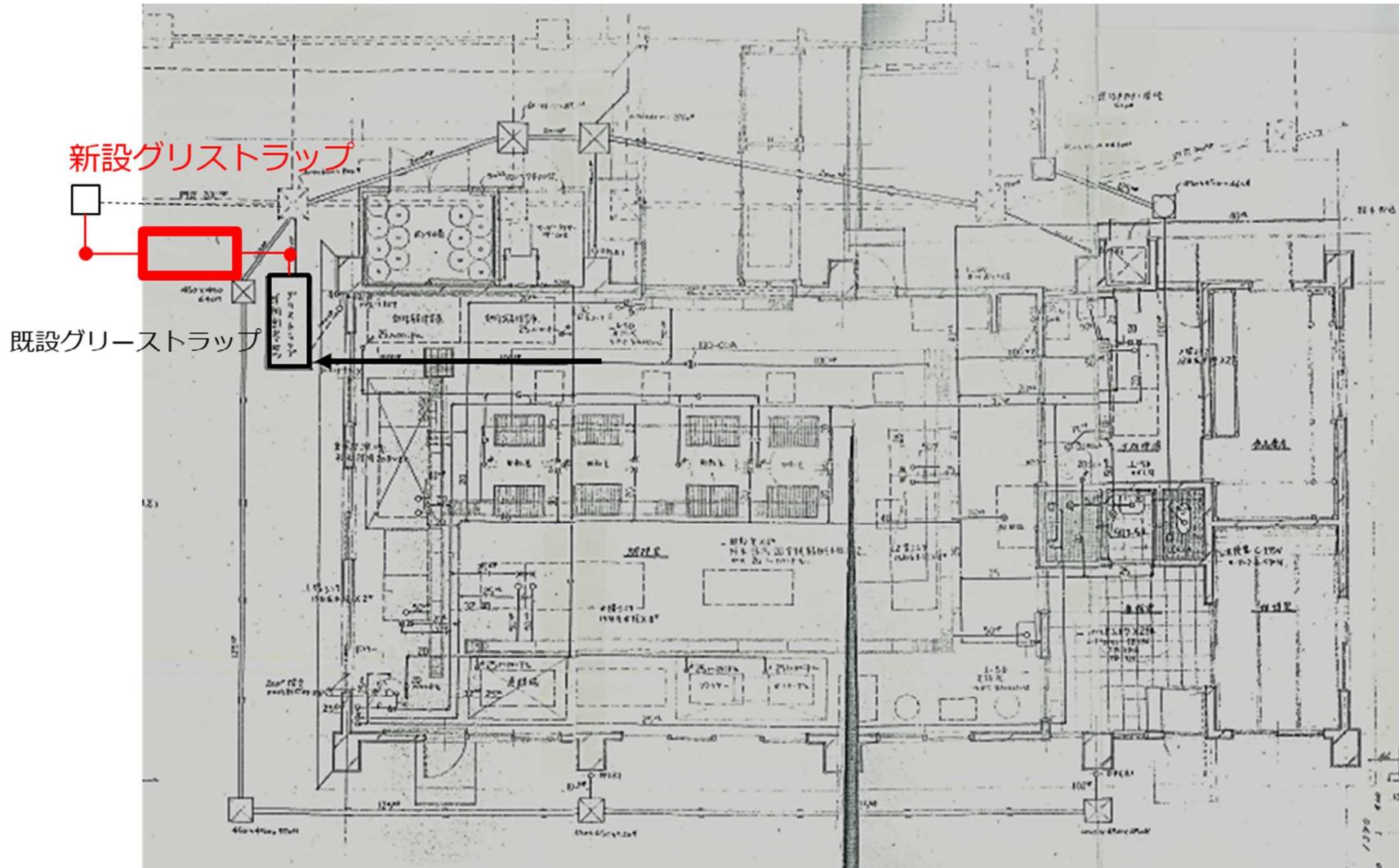
〈グリーストラップの構造〉



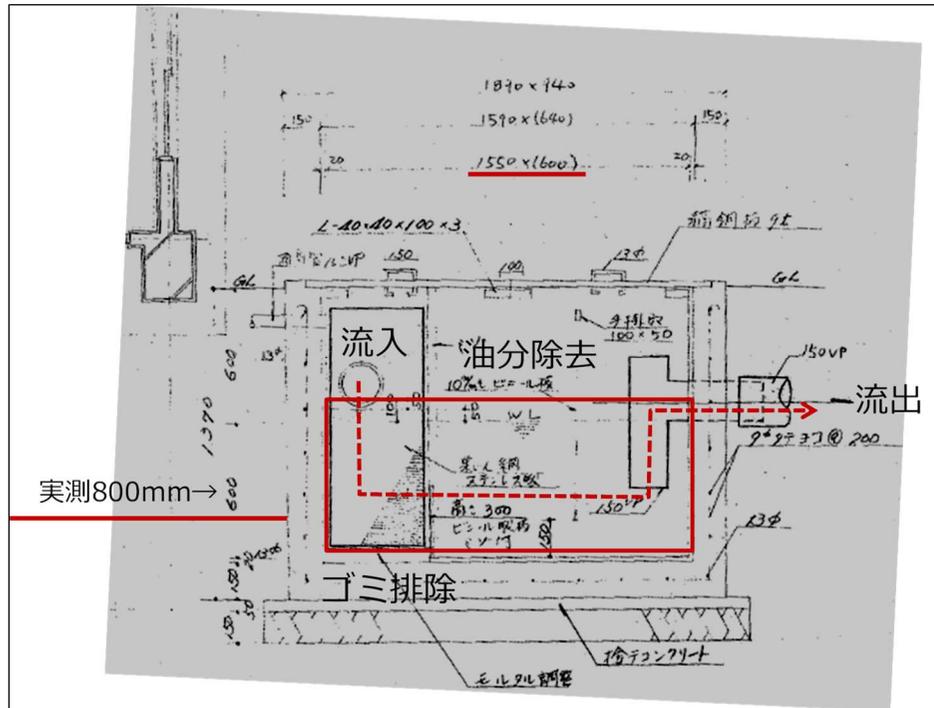
グリーストラップは「1 槽目でごみの除去」「2 槽目で油と水の分離」「3 槽目で残った油と汚泥の分離」する構造となっており、3 槽の工程を通過することで油分の少ない水を排水することができます。

(3) グリーストラップの増設

7月の水質検査の結果を受け、8月23日、下図の位置にグリーストラップを増設しました。



① 既設グリーストラップ（2槽式）



* 能力についての資料なし

* 上山口小学校給食室が建設された昭和 49 年の児童数は 424 人、児童数のピークは昭和 52 年の 520 人です

② 新設グリーストラップ（3槽式）

グリーストラップの選定基準は、空気調和・衛生工学会の規格 SHASE-S217-2016 に基づきます。

利用人数（学校給食）	許容流入流量	厨房使用時間
略	略	480分（8時間）
987人	108.0 L/min	
1028人	112.5 L/min	
1188人	130.0 L/min	
略	略	

* 今回は、許容流入流量 112.5L/min に対応する機種として GT-150-N（前澤化成工業株）を設置しています。

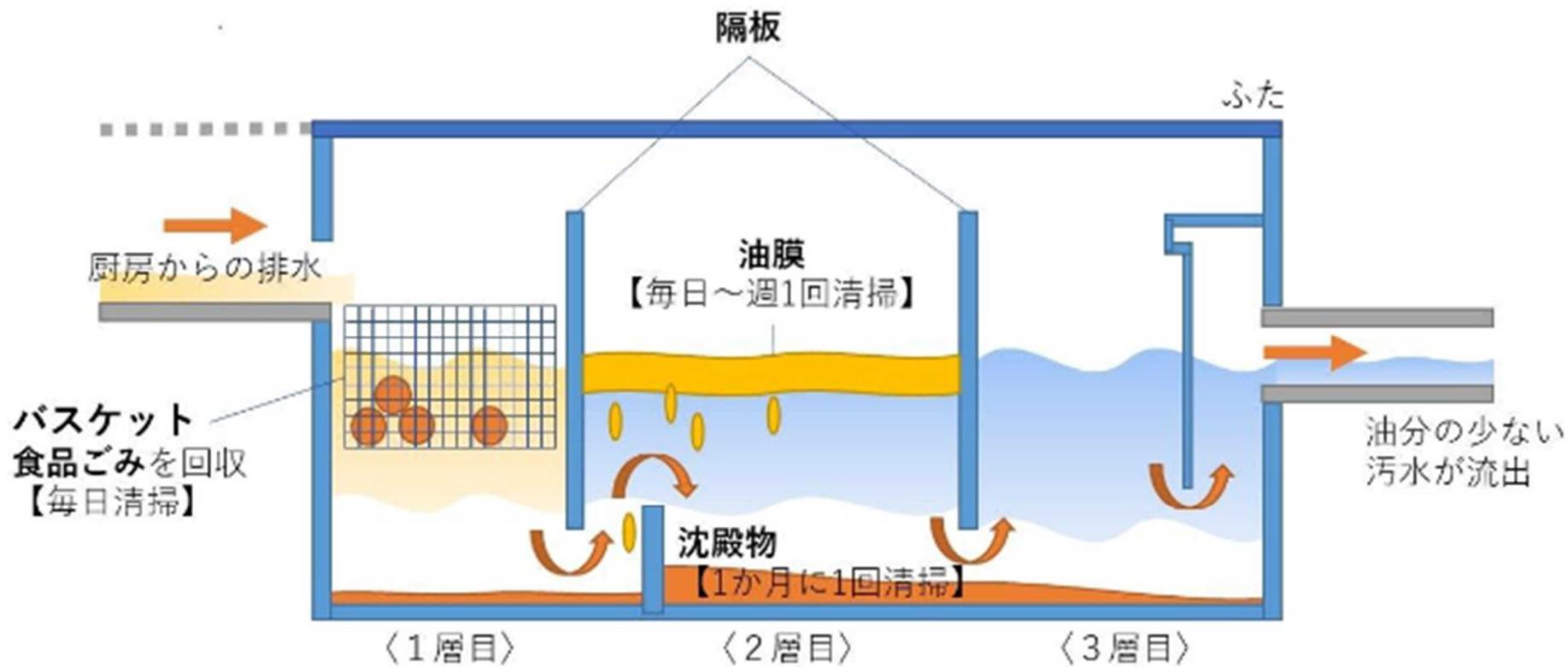


実容量 150ℓ 外寸：L=1070 W=600 H=625

(4) グリーストラップの清掃頻度

グリーストラップの清掃は以下の頻度で実施します。

- ① 〈1層目〉 バケットの食品ごみは毎日回収
- ② 〈2層目〉 油膜は毎日から週1回清掃
- ③ 〈2層目～3層目〉 沈殿物は1か月に1回清掃



(5) 水質測定

水質測定は、以下のとおり実施したいと考えています。

- 令和5年度は年3回実施（学期ごとに実施）
- 令和6年度から9年度は年1回以上実施するものとし、令和5年度の結果により検討

〈参考〉

水質汚濁法に定める特定施設の場合、原則年1回以上

〈給食センターで特定施設となる規模〉

66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

（上山口小学校の給食室の面積は500㎡未満）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

1日当たりの排水の量が300㎡以上の場合、毎月1回

（暫定案の排水は20㎡）

5. 道路の安全対策について

従事者等のタイムテーブルと通学の関係は以下のとおりです。

時間	給食関係者	児童
7:30 まで	調理員（社員 5 名）出勤	
8:05～8:20		児童登校
9:00 まで	調理員（パート 7 名）出勤	
10:00 まで	配送員（2 名）出勤	
10:57（想定）	葉山中学校行配送車出発	
11:00（想定）	南郷中学校行配送車出発	
13:15（想定）	南郷中学校行配送車帰着	
13:20（想定）	葉山中学校行配送車帰着	
13:30		1 年生の月曜日の下校開始時間
14:35		5 時間のときの下校開始時間
15:00 から	調理員（パート 7 名）・配送員（2 名）退勤	
15:25		6 時間のときの下校開始時間
16:30 から	調理員（社員 5 名）退勤	

(1) 交差点への人員配置

前頁のタイムテーブルで児童と給食関係者が重なりそうな時間は下図左の青線で囲む位置に人員を配置することをご提案します。

また、通学時間の異なるときや学校行事等で児童と給食関係者が重なりそうなときは、下図右の赤線で囲む位置で従事者が誘導することをご提案します。



(2) 防犯カメラ

現在、上山口小学校敷地内に設置されているカメラを1台（カメラ3）増設することをご提案します。



現在のカメラ1の映像



現在のカメラ2の映像



(3) 時速 20 km以下に自主規制

下図の区間で歩行者・自転車がいる場合は時速 20 km以下に自主規制します。



* 旧道のような生活道路（一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路）で、歩行者・自転車の安全を確保する必要がある場所では時速 30 kmが原則とされています。

(4) その他の安全対策

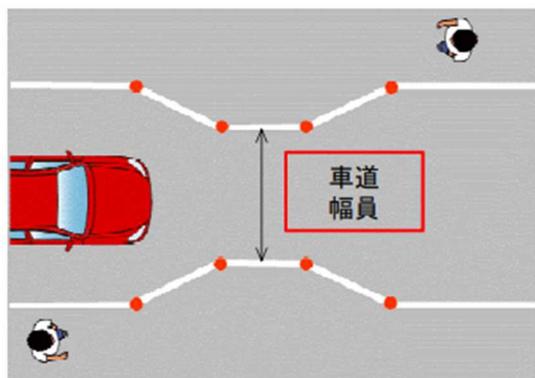
①カーブミラーの大型化

左図のカーブミラーの鏡面の大型化。見やすくなる一方、見やすいため速度を十分に落とさず交差点に進入するケースもあるようです。



②^{さく}狭窄部の設置

自動車の速度を十分に減速させるため狭窄部等の設置。



6. 上山口の住環境について

町の学校はすべて建設後40年が経過しており、上山口小学校は昭和47年（1972年）から50年が経過しています。建築部材や設備機器の老朽化は著しく、加えて新たな学校教育に対応するための施設整備も求められています。

そうした中、町では、令和元年にみんなの公共施設未来プロジェクトを立ち上げ、学校施設を含む公共施設全体の今後の在り方検討に着手しています。現在は令和7年に将来方針を示すことを目指し庁内検討を重ねています。

（1）合併浄化槽を含む排水について

上山口小学校のし尿処理を中心とした学校排水については、合併処理を検討する必要があります。ただ上山口小学校の校舎そのものが前述のとおり老朽化していることから、町全体で進めている公共施設全体の老朽化対策の検討を進める中で、浄化槽を含む排水設備と今後の校舎の在り方を一体的に検討し、できるだけ早期に上山口小学校の合併処理について見通しをお示ししたいと考えています。



(2) 交差点改良

上山口小学校周辺の安全対策として、赤線で囲む部分の交差点改良を構想しています。



* 交差点改良には関係地権者より用地を取得する必要があるため、構想として予めご了承ください。